

念のために申し上げます。議案第 54 号、黒潮町企業立地促進条例の制定についておよび議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についてはこの一括議題には含まれておりません。

委員長報告の際に注意してください。

それでは常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

総務常任委員会に付託されました議案、全 8 件の内 7 件につきまして、議案審査の概要ならびに結果につきましてご報告申し上げます。

まず総務常任委員会に付託されました議案は、議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 39 号、平成 19 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 48 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、から議案第 50 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、議案第 55 号については後程報告致します。議案第 56 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について、議案第 63 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての全 8 議案を、去る 12 月 10 日午後 1 時 30 分から午後 5 時までと、翌日 11 日午前 9 時から午後 5 時までの間、本庁 3 階の第 2 会議室におきまして、前田議員 1 名、両日欠席の中、町長、両副町長並びに関係課長および関係担当職員の出席を求め委員会審査を行いました。

できるだけ簡潔にご報告したいと思いますが、今回は決算等の審査がありましたので、報告が多少長くなりますことをお許しいただきたいと思います。

まず、議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については、決算書を元にご説明致します。なお、説明につきましては、本会議で質疑等が行われた部分は極力省略し、委員会で特に質問のあった部分を中心にご説明致します。また、決算審査におきましては、歳入、歳出共に、すべての款において 1 つづつ確認をし、またときには業務執行報告書を参考にしながら慎重に審査いたしました。

それでは、まずは歳入の部分からご説明致します。

歳入では特に、不能欠損額の有無やその内容、また収入未済額の内容について特に詳しく審査を行いました。ここで全般に言えることは、決算の審査意見書にもありましたが、14 ページから 16 ページにかけての、1 款の町税の現年度分に関する部分では、町民税以外はわずかではありますが、昨年度に比べて収納率がアップしております。また、滞納繰越分においては、4 税の合計で収納率が 33.2%を占め、昨年に比べて 19.62%も上昇しております。徴収に対し努力の跡がうかがわれます。

委員会ではそれら 4 税の比較表も示してもらい、確認を致しました。

特にこの中で、不能欠損額が総額 198 万 4,989 円でありますが、これらは 10 人の方が、居所不明や倒産、また相続放棄等で発生したものです。これらにつきましては総務委員会としても了承することと致しました。

次に、収入未済額で、やはり問題となった部分が数か所あります。これは決算書を見ていただきたいんですが、まずは 25 ページにあります。1 目の民生費負担金の 2 節および 3 節の保育料の収入未済額及び滞納分があります。総額で 354 万 4,150 円ありますが、これらにつきましては、現在も徴収努力が行われており、現年度分の収入未済額では 15 人中 9 人までが完納したと報告も受けました。しかし、家庭困窮の状態もあるようで、実態としては全部徴収する状況には至っておりません。そうした中、ここでも県外に移住された 2 名の方が 5 年間音信不通となり、23,800 円の不能欠損額となっております。

次に、27 ページを見てください。その一番下の方にあります 6 目 1 節の住宅使用料の収入未済額が滞納分

と合わせて約2,800万円にもなっております。これにつきましては全体で98人の該当者となっておりますが、今後は裁判所での調停を行う旨を伝えるなどをして、徴収の努力をしていくということでありました。

次に少し飛びまして、57ページ3目の給食事業費、真ん中あたりにありますけど、給食事業費の内、1節および2節の学校給食費の収入未済額及び滞納分の合計が68万4,750円となっております。質疑の中で、現在社会問題になっているような、モンスターペアレント。いわゆる払えるのに払わない人はいないのかという質問もありましたが、それには、経済的な理由が主なもので、残念ながら収入未済となっているとのことでした。他にも多くの、収入未済額が発生していますが、これら全ての収入未済額等につきましては、今後もより一層の徴収努力をするように要望しております。

次に歳出に移ります。

決算審査では基本的に議会で承認された予算を使用した結果ですので、我々は特に予算執行の後の不用額等が特に多くなったものについて、その内容を確認し問題がなかったのかを確認致しました。

基本的に不用額が多く発生しているものの原因としては、工事請負費などでは入札減が主なものであり、需用費などでは節約努力等により多く発生しています。例を示しますと71ページ見ていただけますか。71ページこの4目の11節、11節の中需用費の中で、109万5,946円というものがでておりますが、これは冷暖房の調整であったり、また電気の調節等そういうことをする省エネ等ですね対策よることによってこの不用額となっているということでした。それから次に扶助費の、ごめんなさい。それからですね、また民生費関係の中で扶助費や繰出金などに不用額が多くなっているのは、予想以上病院に掛かることなくそれに関する医療費が少なかったことが大きな原因でもあります。これにつきましては、本会議でも説明がございましたが、例をお示しします。まずは103ページ見てください。103ページの扶助費、上の方にあります。20節の扶助費ですが、この中に723万864円というものがでておりますが、これは重度の障害をもたれた方の費用がですね、予想以上に少なかった。それにより発生したものであります。

それから次に113ページをお開きください。113ページのこれは、これも下の方にあります28節のですね、2項1目28節繰出金で、これも大変大きな額になっておりますが、2,363万2,922円ということで繰出し金が出ておりますが、これなども介護保険であったり、老人保健であったり、この部分の給付費が少なかったためにこの繰出し金が少なくなったということでありました。そうした中、19年度に見られる、特徴的な決算内容となっているものの1つが消防費の関係であります。災害が例年に比べて少なかったことにより、その関係の不用額が多くなっております。これも見ていただきたいのですが183ページお開きください。183ページのこれは1目の19節、上の方にありますけど。564万8,477円ということで、負担金補助及び交付金の額がでております。またその下のですね、2目、これは9節なります。旅費です。の中に、金額で500万2,485円という不用額がでておりますが、これなどは災害等の出動が少なかったために消防団員への出費がなかったりとか、そういうことでこの不用額になっております。

それから、ゴミ処分に関する負担金との関係で多くの不用額も発生しておりました。これの主な原因は資源ごみ等の販売価格が高騰したことにより、実質的に費用負担が減り、その結果不用額が多くなったものであります。これにつきましては、少し戻っていただきまして、135ページお開きください。135ページの2目19節、これも負担金補助及び交付金ですが、ここで678万7,529円で出ております。これにつきましては、大変処分したごみの中で、例えば紙の引き取り料の値段が高くなったりとかですね、そこで発生した電気を売るいわゆる売電です、そのための収入であったり、またペットボトルが普段より高く買ってもらったというようなことで最終的に運営費自体もですね、それにかかわってきたものも逆に少なくなる、そういったことでこの不用額が

でてきたようです。で、ここ、までのところは肯定的な不用額であると、我々も認識をいたしました。ただし、これ以外、まあミスによる不用額も実際発生しております。ちょっと戻って133ページ、一番下の方にあります、一番下ですね2項2目12節の役務費でありますけど、ここに182万4,246円が不用額がでておりますが、これは、ゴミ袋の販売委託手数料の計上で、佐賀地区と大方地区でダブって計上をしてしまった結果、いわゆる重複計上によってこの金額が不用となったものであります。

歳出全体につきましては、不用額等も含めてミスもありましたが、適正に支出されていることを確認致しました。

また、歳出につきましては、ほかにも個別の質問がありましたが、ここでの説明は省略させていただきたいと思います。特に確認したい内容等ありましたら、後程質問ください。

さて、本議案第36号につきましては、今まで述べたとおり慎重に審査検討した結果、原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号、平成19年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定については、本会議でも説明がありましたが、特別職4人、一般職224人、合計228人分の給与処理になります。総支払額は、給与削減等の努力によりまして、昨年度に比べて6,107万7,000円、約3.4パーセントの減額となっております。この処理は適切であると認め、原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第48号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、および議案第49号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、関連議案ですので同時にご説明させていただきます。この議案は本会議でも十分な説明がありましたが、公庫の予算及び決算に関する法律の改正で、当町の条例に、字句変更の必要が生じたものであります。本条例変更による当町への直接の影響は特にありません。これら2議案につきましても、特に議論となるような内容はなく、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、黒潮町税条例の一部を改正する条例については、寄付金控除の改正に伴い、寄付金の対象となる法人に、土佐七郷会と黒潮町社会福祉協議会を追加するものであります。これにつきましても、特に議論となるような内容はなく、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第56号、平成20年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算については、本会議でも説明がありましたが、2名の勸奨退職者への負担金や育児休業に伴う減額分により、補正されるものであります。これにつきましては、これをよしとし、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

そして、総務委員会付託最後の議案であります、議案第63号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についても本会議で説明のあったとおり、幡多広域市町村圏事務組合の基金を取り崩せるようになったことにより、規約を一部変更するものです。これにつきましても原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました全8議案の内7議案すべてが全会一致で認定もしくは可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

建設常任委員長（浜田純一君）

それでは産業建設常任委員会に付託されました議案について審査の結果を報告致します。

付託されました議案は、8議案中7議案であります。議案第45号、平成19年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号、平成19年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号、平成19年度黒潮町簡易水道業特別会計歳入歳出決算の認定について、そして議案第55号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についての内、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費。議案第60号、平成20年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第61号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、議案第62号、黒潮町道路線認定についてであります。

さる12月10日13時30分より12日の12時まで、常任委員全員出席のうえ、第3会議室において各担当課長の出席を求め慎重に審査致しました。審査の内容で議論されました主なものについて報告を致します。

議案第45号、平成19年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてであります。これは、皆さんご承知のとおり出口と蜷川の集落排水事業でありまして、出口、蜷川とも各1名の増加でありました。出口で68名、加入率50.4%。蜷川で67名、加入率67.7パーセントでありました。

議案第46号、平成19年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これは鈴地区の集落排水事業であります。全戸数51戸中20戸の加入現状でありまして、加入率と致しましては39.2%であります。農業集落排水事業も漁業集落排水事業も地区民の高齢化などによりまして、加入金分担金などが重石となりまして、今後の加入者の増加が見込めない状況にありまして、加入金を分割払いにするとか、費用の軽減措置等を講じるかして、加入促進を図るよう提言を致したところであります。

議案第47号、平成19年度黒潮町簡易水道業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。収入未済額は2,96万1,420円で18年度より45,710円の減少になっております。なお一層の滞納額の回収に向けて努力をしていただきたいと思います。

議案第60号、平成20年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、歳入歳出にそれぞれ90万円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,042万3,000円とするものでありまして、ページ7ページ1款2項1目11節の需用費であります。修繕料90万円を計上しておりますが、これは蜷川のポンプのセンサーを交換するものであります。

議案第61号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてであります。この予算は資本的収入額が支出額に対し不足する9,446万3,000円を9,001万7,000円に改め、差引444万6,000円を過年度損益勘定留保資金に組み入れるというものでありまして、この過年度損益留保資金でございますが、減価償却費の20パーセントがこれに組み入れられると、組み入れてもかまんという項目でございます。資金不足になれば、この過年度損益勘定留保資金をですね、補填をして事業をするというものであります。次にページ12ページであります。予定貸借対照表を見ていただきたいと思います。水道料金の未収金の内ですね、1,341万5,000円がありまして、9月議会と同じ未集金が残っておりますので回収の向けて努力を望むものです。

議案第62号 黒潮町道路線認定についてであります。起点は黒潮町の上川口字下大向1048番地1より、終点の黒潮町上川口字下大向1034番地1までの265mを町道として認定する議案でありまして可決すべきもの

と致しました。

以上産業建設常任委員会に付託されましたすべて全6議案につきまして、全会一致により、認定および可決すべきものと致しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

それでは、教育厚生常任委員会で、今議会で付託されました会計の承認と補正のあれについてお知らせ致します。あずかられた付託されました議案は、議案37号、平成19年度黒潮町住宅新築資金等貸付け事業特別会計歳入歳出の決算の認定について、38号平成19年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第40号、平成19年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号、平成19年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号、平成19年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号、平成19年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号、平成19年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第52号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第53号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について以上13議案について、12月10日13時30分から11日の11時30分まで議員控室におきまして、担当課長を招き慎重なる審議を行ないました。

それでは議案第37号の平成19年度黒潮町住宅新築資金特別会計の報告をさせていただきます。これにつきましては、ご存知のように収入未済額が9,356万6,213円あります。対象が31名ございます。未納の方々につきましては、返済についての相談を司法書士を招き償還についての相談をとり行っております。今回借主の死亡で相続人の相続放棄となり、物件を法的処置の手続きをとり競売を20年度末、法が整いましたら1件だけその予定をしております。新築資金の資金期限については、平成20年度3月から平成30年度3月までに償還が済むような償還期限にあっております。今後家の競売などでないように滞納者の方への相談等をきめ細かく行い、できるだけ住む家がなくならないという手立てがいのじゃないかというような意見がでました。また監査委員からも今後未収については、徴収に努力、努めるようにという指摘も受けておりますので、委員会におきましても、徴収には以後一層の努力に努めるように指摘がありました。

それと次は、議案38号、平成19年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、現在の利用者は97名でございます。それで2,301万4,200円の貸し出しとなっております。前年度のあれでは大学生が3万、高校生が2万円の貸し出しで、合計47名が使用しております。前年度よりも増加、12名が増えています。まあ、できるだけ申し込みについては、希望者には貸し出しができるように努めておるようでございますけど、未収の金額もでしております。それにつきましては、未収にならないように相談を受け、まあ本

当償還の半分でも毎月収めていただくように取り組んでおります。まあできるだけ、それもこんだけの経済いうか、収入が少なくなっておる中でありますので、できたら返せる範囲の金額の返済での取り組みが必要ではないかという意見がでております。それと、それにつきまして、これの貸し出しについては保証人がついておるということでしたが、できるだけ利用ができるという、していただくために申請時にできるだけ、貸付けの考えておることで、深く調査は、保証人に対する調査は行なっていないということの報告を受けております。

続きまして、議案 40 号になります。平成 19 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、これも事業確定による精算でありまして、特別問題にできる点はございませんでしたけど、いわゆる今問題になっております国民健康保険の資格証明について、20 年度まあ議会でも報告ありましたが、20 年度のについては 19 年度の納税で判断をして発行しております。滞納の方には通知をし納付についての相談等受けて今年分と滞納分とを分割で支払われるときには、いわゆる短期証明を発行しております。相談にみえなかった方については、資格証明を発行していますが、報告があったように黒潮町では、中学生以下の方については治療で病院に掛かる間については、町独自で 1 カ月間の短期保険証を発行で行なっておりますが、治療がまた次に延びるときには、また来月 1 カ月間だけの短期証明でしておりますので、未成年の方をかかえたご家庭の未納の方についてもそういうフォローは町単独でやっておるというように聞いております。それと保険料の未収額が 7,323 万 492 円につきましては、徴収に努力をするということで聞いております。これも事業の確定による精算であります。

続きまして、第 41 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算書についての認定認定ですが、これも内容は事業確定による精算でございますが、直診特別会計は 20 年度で終了で、21 年度からは一般会計の方の扱いになります。319 ページをお願い致します。このところで、1 款診療収入のところの、1 項外来収入のところによります未収額、収入未収額 14 万 5,080 円につきましては、本人死亡でございまして、あと支払ってくれる人がいないということで、これはあの去年度からの上がったもので、去年の 18 年のときにもこれについてはもらうところがないのだったら不納欠損扱いにすべきではないかというような意見がでておりましたけど、法的上なかなか 5 年というくりがあることでできてなかったようですが、係りの方が調べますと法的に、この件については法的に 5 年以内でも不納欠損処理が可能ということで、20 年度には処理をするという説明をおります。

続きまして 42 号議案、黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございますが、これも事業確定による精算が主だったものでございます。357 ページが、お開きください。2 款 1 項の 19 負担金ですが、これの 2 億 3,356 万 4,525 円につきましては、医療給付費は 18 年度 10 月の支出のもとに基づいて 19 年度の給付を見込んだ、見込んだの計上でございましたが、実際の給付額がいらなかったということの不用額でございます。358 ページの方にあります 2 目の方の負担の不用額につきましても同様に前年度の 10 月までのいった支出金で 19 年度を計算しておる関係で、予算を組んでる関係でどちらも必要以上にいらなかったための不用額でございます。

続きまして、議案第 43 号、平成 19 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのあれでございますが、これも事業確定による精算であります。364 ページをお願い致します。その保険料の方でございますが、この中にも不納欠損 4 万 2,900 円というものが計上されております。これにつきましても先ほどの、あのこの、これにつきましても本人死亡で相続人なしということでの不納欠損処理です。また未収額については、やはり努めて納税をしていただくように努力していただくようなことを申し付けました。問題点とし

ては年金額がまあ月額 1 万 5,000 円、年収 18 万の方からの徴収は毎月 1,000 円ですが、なかなかこれが高齢の方々にとってはかなり、高齢の方にとっては高額なものになってようでございます。このへんからもまた年々こういうことが増えてくるのではないかという懸念もあります。

続きまして、第 44 号、黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてからでございますが、この、につきましては、包括支援センターの人件費と要支援者への介護予防サービス計画での収入のあれでございます、これも事業確定による精算でございます。

次は、議案 51 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、この改正により保険税の減免措置の 2 割減免について、今までは本人が申請で処理されていたものが、ごめんなさい 21 ページになります。あのこちらの方であれば、まあ今まででしたら、あの減免は 2 割、5 割、7 割というように減免がありますが、それが 2 割減免につきましては本人の申請でなかったらいけなかったものが、5 割、7 割と同様に前年度の所得額で減免措置ができるようになるということで、本人の申請なくその処理ができるということになるという法の、条例の改正でございます。これまでも通知を出しておりましたその 2 割減免については行政側からも本人に通知を出して、手続きをとるようにお願いしても、大体 85 パーセントの方が手続きを取られておって、その中の 15 パーセントの方がお見えにならない関係で、減免措置がとられてなかったという不公平差が出ておりましたが、これがこの改正によりまして全部一律にできるようになるということでございます。

続きまして、議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。これは 22 ページになりますが、これにつきましては、出産時に医師の瑕疵（かし）と関係なく脳性まひで生まれたときの補償問題により、産科医療保障制度が国のあれで、立案でできたことで病院側から日本医療機能評価機構への 3 万の保険料の支払いが発生しております。それが退院時に含まれての請求になるということで、現在出産一時金は 35 万円を支給しておるところに 3 万の追加で 38 万に改めるものです。これは国民健康保険加入者である方と、短期間の保険証明のある方と、短期保険証の方でもそのとき保険を払っておれば対象になるということにお聞きしております。これはただ法の改正で 3 万妊婦さんに増えるのではなくて、3 万はほんま言うたら直接国から医療機関に払ったら事実窓口の業務が減ると思いますけど、これどうしようもなくそういう制度でありますので、ただ、それと妊婦さんの出産について、3 万増える分を国が補填するがなら正直言うて、私としては事務処理の感覚から行くと、国から直接病院に払ってもろうても同じことではなかろうかと思いますが、まあとりあえず国の法律改正でこういう仕組みになったということでございます。

それともう 1 件これは、議案第 53 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これはあの佐賀地区の共同墓地、長畝と言いましたか、70 区画と 56 区画の舳坂というところですかね、この中でまあ 70 区画の方は全部完売らしいですが 56 区画の方はまだ 12 区画残っておるようですが、墓地との契約、これ永代使用の契約時墓地管理費の年 3 万円を 10 年分まとめていただいております。その契約が平成 10 年で平成 20 年までの間の管理費をいただいておりますが、それを町が預かってそれぞれ、おのおの管理組合に管理委託として、それぞれのお金を預けております。それぞれが、十分な残高があるということで、現在 70 区画の方で 150 万、56 区画の方で 90 万の残高がありますので、現在墓地使用については、今から平成 20 年から 30 年の間の管理費は取らないでもやっていけるということで再度 10 年後に残高がなければ徴収もあり得るということでの法の改正です。また、新たに残っていると買われた方については、その 10 年分は収めるようになりますし、途中でやったら 7 年とこで買われた人は 7 年分納めていただかなあかんようになりますけど、現在永代使用料で契約してる方に限りは、そういう措置にするための条例の改正であります。

それと、続きましては、57号、黒潮町平成20年度国民健康保険事業特別会計正予算についてを、57号、9ページの7款、19節負担金補助及び交付金のところでございますが、これは高額医療共同事業医療費の拠出金として、1,200万円の補正であります。それから10ページの方も同じく、10ページの19節負担金補助及び交付金の方ですが、これも保険財政共同安定化事業への拠出の持ち出しの補正となります。これに対しまして、8ページを開けてください。歳入のほうでございますが、これに当てますのは、9款繰入金、1節財政調整基金からの繰入金が2,959万5,000円とそれと10款の方の1目1節の療養給付費交付金繰越金方で240万5,000円で調整をしております。これで歳入の不足分を補填をする補正であります。

58号黒潮町国民健康保険直診特別会計予算書の補正第2号でございます。これにつきましては、平成20年の4月から8月の診療報酬の増額に伴い医師への委託料収入に対して出す分でございますが、当初予算額より不足になることでの補正額1,254万9,000円の増になります。補正をするものです。これ7ページになります。補正額は一般財源からの持ち出しでございますが、191万3,400円の増額になっております。これは委託料、8ページの方であります。8ページの13節委託料ここにあります。すみません私の勘違いひしよりました。あのほとんどが今度から委託業務になる関係で、先に組んでた委託料2,170万につきましても、すべてが減額の措置になるということです。勘違いしてございまして誠に申し訳ございません。で、これにつきましては、伊與木、鈴、拳ノ川と佐賀診療所4診療所によりまして、国庫補助が1診療所につき700万の掛ける4件で町の方に入ってきております。

続きまして、59号平成20年度介護保険事業特別会計補正予算についての補正でございます。第2号になりますが、11ページ支出の方でございますが、ここにあります2款1目の高額医療サービスの19節負担金補助金及びでございますが、これは11月の支払い状況から致しまして、年度末までの不足額が生じないようなための補正の、おそらくこれだけが不足するであろうという形での補正でございます。12ページの方の、12ページの230万の1目特定入居者介護サービス費用につきましてもこれも同じように不足が生じることによる補正を組んでおります。これにつきましては承認するものは、承認可決それぞれが全会一致で承認可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。途中でまちごうて誠に申し訳ございませんでした。

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

1点だけお聞きします。住宅新築資金の貸付事業の特別ですが、決算書お持ちですか。はい、239ページの4款1目1節から、4節までですが、この貸付金の元金の、このどんどんどんこの収入未済額が増えていきようわけですが、この徴収方法にですね、この支払いの期間延長とかですね、後その元金が除いて、あの利子払いだけ、そういった徴収方法はですね、やられたかどうか。そんなことの審議がされたかどうか。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

それにつきましても、それにつきましてはね、いろいろ問題点もあろうかと思えますけど、せっかく持てた家ですので、できるだけそういうことがないようにということで、まあできれば予算がありさえすれば、いわゆる借り換えという形で延長の返済ということも検討課題にすべきではないかというような意見は出ましたけど、あのそういうようにして、まあできるだけ建てた家でありますので、その家がなくならないようにいう手立て

として、今考える方法として、まああの議題として、議論の中にでてきたのは、西村議員さんが言うように、その利子がどうのこうのというような部分はでてこずに、まあできれば再度貸付ができるものでしたら、貸付して、再度延ばして定額にして、金利も抑えてというような方法ができたらいだろうというような意見はありましたけど、それをすべきともなんと、予算の関係もありますので、そういうところまではいってないです。

そういう意見はありました。そういうようにして、できるだけ取得した物件が無くなって、住むところが無くならないようにするいう手立ては必要ではなかろうかなという意見はでましたけど、今回やはりあまり滞納があるようでして、後払ってくれる人もいないというようなことになると、どうしても競売にかけて競売で清算という形になります。声をやりましても、実質の貸し出し金額と、競売で入ってくる金額との差額による不納欠損がでる。生じるいうことを考えましたら、できたら長期に借り換えの形のとれて、未収金が無くできる方法があったら一番いいというようには感じております。皆さんが。そういう議論はされました。はい。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5 番（西村将伸君）

私が申したいのは、この現年度分のその利子が 61 万 515 円。例えば利子払いだけなら、この 61 万、これ何件で 61 万か分かりませんけれどもね、あの利子払いだけなら何とかできるがじゃないかにやと。この金額からみてですよ。全体の。これまた来年度にこれ 1,257 万円、またこの 61 万が追加されて、あの何かこう支払う方にしてもですね、まあ司法的な措置も取れるようなその最悪のことも言われよりましたが。やっぱりその利子払いだけでもというよなお願いの徴収方法とかですね、そんなことをぜひお願いしてもらいたかったなど、そういう事で質疑さしてもらいました。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

西村議員おっしゃることのところについてですが、この利子払いというところだけの話しじゃなく、は至りませんでしたけど、まあできるだけ、その本人と話ししよね、少額でも払うていただける方法でやっていくという方法をいうようなことがやっぱりできます。議論の中ではね。ただそこまで私らの方も利子払いだけで、元本の据え置きができるかどうかということまでの議論には至っておりません。はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号平成 19 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論

はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、平成 19 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 19 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

議案第 42 号、平成 19 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 19 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 19 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 19 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 19 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、平成 19 年度黒潮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

せんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

はじめに、議案第 36 号、平成 19 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 37 号平成 19 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 38 号、平成 19 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 39 号、平成 19 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 40 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 41 号、平成 19 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 42 号、平成 19 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 43 号、平成 19 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 44 号、平成 19 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 45 号、平成 19 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 46 号、平成 19 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 47 号、平成 19 年度黒潮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 61 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

この際 15 時 10 分まで休憩致します。

休 憩 14 時 52 分

再 開 15 時 10 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 54 号黒潮町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

議案第 54 号の黒潮町企業立地促進条例の制定についてを付託されました。この議案について、町長はですね、工業団地等を前提に作っていると、状況を見て対応するという説明でありました。

そこで、当産業建設委員会と致しましては、投下固定資産額の切り下げと新規常時雇用従業者数を下げれば

ですね、町内でも、町内の方々でも企業を起こそうという人の手助けになるのではないかという意見がありました。修正案を作成いたしました。

また助成金等の話しも出ましたが、今回はまた見送ると、助成金のことは見送るということに致しました。文書はですね、概ね執行部の条例案に沿っております。がですね、違ったところは固定資産と固定資産額の切り下げと、そして新規常時雇用従事者の数が多少違っておまして、文言も若干追加されたり削除されたところもありますが、それほどのあれでもありません。ということで条例案修正の説明を致します。

全国的に、企業誘致は雇用拡大や地元への経済波及効果で即効性があるとされ、自治体の企業誘致合戦が過熱しております。

都市部では、自動車、電気機器、機械などの産業の裾野が広い業種に対し、誘致活動が行われていますが、本町のような企業進出が厳しい条件にある地域では、大きな企業誘致が望めないという現実があります。

また、本町の基幹産業である一次産業の衰退は進む一方でありまして、後継者のいない企業体が多くなった現実から目をそらすこともできません。

執行部の説明の中にあつたように、企業が本町に進出してもらう事は、とっても有効な手段であり、期待もするところですが、町内の中小企業や小規模事業所等においても事業拡大することによって雇用機会が増え、一人でも多くの雇用をしてもらえたら、そのことが雇用拡大につながると思います。

町外からの企業進出に期待は待ちながらも、現状としては、日々頑張っている企業者の皆様への現実的な対策も必要ではないかと考えます。

また、将来の成長性に期待を持てる中小ベンチャー企業の受け入れにも積極的な取り組み姿勢が必要と考え、それらを起業する事業者への支援も視野に入れ、本委員会では、本条例の奨励措置基準引き下げをするよう修正を加え提案します。

修正内容と致しましては、先ほども言いましたとおり、原案の奨励措置を受けるものの基準では、工場用地の取得や工場の新増設に伴う投下固定資産額が3,000万円以上ということでありました。がこれを1,000万ということに切り下げまして、そして、新規常用雇用従業者が10人以上とされておりますが、これも3人ということで訂正致します。そして投下固定資産額の土地、建物、機械等に加えて、リース物件、賃借料についても算定基準として、合計金額ですね1,000万円以上としたものであります。新規常用雇用従業者についても、先ほど言いました現状の3人と勘案し修正を加えました。

増設についても同様の算定基準とし、雇用者数を、新規2人を加えた5人以上と致しました。

また、原案では、奨励対象業種を製造業、加工及び修理と限定していたのに対し、修正案では、第5条1号、2号の基準を満たす、町内での事業を行う企業者を対象と致しました。

この修正案は、町条例にある、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例および、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例における過疎地域自立促進特別措置法等の対象者基準（取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの）を補完する条例とすることを目的としました。

本町の小さな企業体が地域を支えている厳しい状況下において、本修正案は多額の奨励措置とはならないが、本町独自でできる支援策となるよう修正し提出するものです。

なお、各号の取り扱いについては、執行部において対象者に分かりやすい資料として公示するようお願いしたいと思います。

以上終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すみません。委員長ひとつ確認なのですが。あの今一番最後の言われたように、あの運営については後、詳細執行部と詰めてやっていくということであり会はしたのですが。例えばですね、今回リース代とか、あと借上げ等のものも入ってきましたが、例えばリース料でしたらまあ総額で当初幾らぐらいついていうことで見えますのであれなんですけど、その借上げ料なんかは、その毎月の賃借料であつたりそういうものをここで考えてると思うんですが、あのそのあたりやっぱりあれですか。総額として契約書を交わした段階のその年間の必要額とかそういう部分も算定されるかどうかとかも含めて、後でこれは執行部とまあ協議して詰めていくというような、規則上でやっていくような感じでとらえたらよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

はいそのとおりであります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

ただいま委員長の報告にありましたように、議案第 54 号黒潮町企業立地促進条例の制定については、修正です。

委員会から修正案が提出されております。

皆さんの席に修正案を配付しております。

これから討論を行います。

議案第 54 号および議案第 54 号に対する委員会修正案を一括して討論を行います。

討論は、はじめに原案賛成の方の発言を求め、次に原案および修正案に反対の方、次に原案賛成の方、続いて修正案賛成の方の順序で発言を求め、討論を行います。この討論は各自 1 回しかできませんのでご了承願います。

はじめに、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案および修正案に反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 54 号黒潮町企業立地促進条例の制定についての採決を行います。

議案第 54 号に対する委員会修正案について、起立によって採決します。

念のため申し上げます。この採決は委員会修正案に賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

委員会修正案に賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

従って、議案第 54 号に対する委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今修正議決されました、議案第 54 号黒潮町企業立地促進条例の制定について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

日程第 4、議案第 55 号平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

それでは、総務委員会の報告を致します。

議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算については予算書を元にご説明致します。これもなお本会

議で執行部より説明のあった部分は省略させていただき、特に委員会で質問のあった部分や議論となった部分のみご報告致します。

まず歳出の部分からご説明致します。

なお、1 款、議会費および 9 款、消防費につきましては、本会議以上の説明はありませんでしたので、ここでの説明は省略致します。

19 ページをご覧ください。これは一般質問等でも質問のあった内容なんですが、2 款総務費の内 1 項 6 目の

企画費の19節負担金補助及び交付金の477万8,000円ですが、これはにつきましては、上の段の公共交通バス補助金が西南交通26路線分の434万5,000円で、下の段の廃止バス路線代替バス運行費補助金が高南観光3路線分の43万3,000円となっております。これは、当初前年の見込み額で必要経費を計上していたわけなんです、現在はそれとかなり落ち着いておりますが、最近までの燃料費が高騰してきたこと、また利用者が減少したことによる補正であります。

またその下にあります11目の情報化推進費、13節の委託料のうち、情報基盤整備調査の4,000万円ですが、これにつきましては一般質問でも取り上げるといことで、本会議での質疑以上のものは特にありませんでしたのでここでは省略致します。

次に21ページ、2項1目の税務総務費の内、19節の負担金補助及び交付金の中の負担金、幡多広域租税債権管理機構分担金の50万円ですが、これは、当初の見込み額よりも、対象者一人に対し約9,000円が余分に必要となり、そのため、各自治体が対象者一人当たり1万円を追加計上することになったものであります。ちなみに、黒潮町では対象者50人分の50万円を追加しております。

歳出は以上です。

次に歳入ですが、これもほとんどは本会議で説明がありましたので省略を致しますが、2点について触れたいと思います。まず13ページ一番上の方です。ご覧ください。ここに9款の地方特例交付金の105万8,000円がありますが、皆様もこれはご記憶に新しいと思いますが、これは道路特定財源関連の法案切れに伴うガソリン税の補填1カ月分であります。

次に、次のページ、14ページ12款の分担金及び負担金の内、2項1目の民生費負担金の中の、2節、児童福祉費負担金の643万9,000円の減額補正であります、これは、当初予算において、保育園児の人数の算定をするときに、減少するように計算しなければならないものを、逆に増やしてしまうという計算ミスにより発生したものです。このために、今回減額補正をするものです。

歳入につきましては以上です。

次に、9ページ、第2表の繰越明許費補正であります、これにつきましては、情報基盤整備調査が実質6カ月以上かかることが、当初から分かっているために、今回補正で組むその全額を明許繰り越しするものです。

次に、第3表地方債補正であります、これは各種事業の限度額が変更となったためにこの処理をおこなうものであります。

以上、第2表および第3表に対する意見は特にありませんでしたが、総務委員会のなかで、現在も大きな事業が目白押しだが収支バランスは大丈夫かという質問があり、これに対し、執行部としては、当初のシミュレーションより多少前倒しに事業が進んでいるが、平成19年度に出来た財政健全化法の範囲内できちんと運営がなされているとの見解がありました。ただし、例えば、し尿処理場の増設のように、前回示されたシミュレーションに入っていない案件もいくつかあるため、総務委員会としてはできるだけ、それらの事業規模や詳細が決まった時点で随時見直しを行い、シミュレーションを含めその内容を速やかに議会に示すように要望致しました。

以上、補正予算につきましては、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

それでは産業建設常任委員会に付託されました、議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についての内、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費 11 款災害復旧費であります。

6 款農林水産業費ですが、ページ 28 ページ 3 目農業振興費、11 節需用費 145 万 7,000 円は、これは修繕料でありまして菌茸工場のクーラーユニットと熱交換器の修繕でございます。ページ 29 ページ 2 項 2 目林業振興費 8 節報償費、有害鳥獣捕獲報奨金 71 万 3,000 円はハクビシン 31 頭、そしてイノシシ 131 頭の追加分の報償金であります。

19 節負担金補助及び交付金、鳥獣被害防除対策事業補助金は 1,000 メートルの防護作の補助金であります。22 節、償還金利子及び割引料 15 万 3,000 円ですが、これは熊野浦地区で伐採をしていて、森林整備をしていたものがですね、公園何なんかにするって言ったかな、しなくてよかったためにですね、県に変換するというものです。0.63 ヘクタールであります。

次に 3 項 2 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金 109 万 3,000 円ですが、これは伊田漁協の漁船保全修理施設整備補助金でありまして、71 万 3,000 円はウインチ小屋 9.93 平方メートルの修理と 48.6 メートルの上架施設のレールですね、その値上がり補正によるものです。漁業就業支援事業、事業費補助金 38 万円は佐賀の後継者育成のための費用でありまして、これが 1 名分で 19 万掛ける 2 カ月分、2 カ月分の補助金であります。

ページ 31 ページ、8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費、1 節の報酬 6 万 9,000 円は、入野地区まちづくり検討委員会の 20 名の報酬です。ページ 32 ページ、8 節報償費 45 万 6,000 円は市街地域活性化診断助言事業委員会費用でありまして、20 名の構成委員であります。この中にも、まちづくり検討委員会の方も含まれているということでありました。6 項住宅費、2 目住宅管理費、14 節使用料及び賃借料 280 千円は、坂折団地住民の一時引越しのための費用と、15 節工事請負費 500 万円は同じく坂折団地の外壁の補修工事であります。

以上産業建設常任委員会に付託されました議案第 55 号の説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

教育厚生委員会が 55 号の平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算について付託された部分の説明を致します。

まず、22 ページ民生費をお開けください。1 項の、ですが、ごめんなさいページは、23 ページの方になります。

す。すみません。ここで一番上の端に 23 ページの、20 節扶助費というががございます。これは 1 人家庭の医療費の助成金でございます。120 万 7,000 円については、1 人親家庭の増加の伴います不足額を計上したものでございます。この 1 人親というのは、昔は父子家庭いうて、男性の場合には対象外でございましたけど、現在は 1 人親の父親の方も含まれますので、前みたいに母子家庭でなくなった関係で言葉が、ここに 1 人親というように変わっております。つづいて 24 ページの 20 節の方の下の方に、老人福祉費 2 目のその中の 20 節扶助費でございますが、この増額につきましても、自立、ごめんなさい。もう 1 つ上の障害者自立支援費の方の 20 節とちょっとまちごうておりましたのですみません。訂正いたします。その方の金額につきましてもこれも主なものに致しましては、心臓、腎臓、医療費の不足額の補正でございます。これにつきましては国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の自立支援の方で、1,000 万でございますが、大きいので、それでございます。

それと先ほど、ちょっと間違えました下の老人福祉費の方の 1 目老人福祉総務費の中の 20 節扶助費でございますが、これにつきましては、老人保護措置の費用は現在老人養護施設の利用者施設への現在 12 名へ 4 名増加になるための補正でございます。入所施設は白藤園、泉正園高知の方です。ほんで日高の方でちょっと名前は分かりませんが、日高の方の施設で 1 名が、今現在利用しておるそうでございます。それに増加に伴います補正でございます。

そして 25 ページの方の 3 項の 13 節委託費でございます。これにつきましては、広域での入所児童 12 名へ再度四万十市、窪川町へ 3 名、2 名計 5 名の増加に伴う補正であります。

その下の段の 4 目児童福祉施設建設費の方の 18 節備品費でございますが、この 187 万 2,000 円につきましては、中央、仮称中央保育所の方の調理器具とか食器 160 人分、児童の 160 人分のものでございます。

調理器の方が IH というんですかね。電気の方のコンロになる関係で、既存の鍋釜が持って行って使えない。ちょっと新しい施設になったために伴うものも含まれてますし、それから 160 人分の食器というのも持ち出せるもんなら持って行って作ってもらったらよろしいんですけど、まあそれぞれ数がたらないということと、ガラがバラバラになるということで、子どもさんに与える影響もあろうかということで、の 160 人分の買い付けという、新しく買い入れということでございました。

続きまして、4 款衛生費の方でございますが、26 ページの委託料、これは減でございますが、この 418 万 4,000 円委託料の減は調査設計委託料でございましたが、これは伴太郎地区の方の設計のようにお聞きしております。これにつきましては、職員の方で設計をしたということによりまして、その減になる 418 万 4,000 円は下の 15 節工事費の方に当てております。これはあの伴太郎地区の水源確保のためのボーリング調査の方に使用しております。続きまして 27 ページの方の 3 目し尿処理の方でございます。であります。もとい、上のじん芥処理費の方の 19 節負担金補助金及び交付金の方でございますが、この分について広域、幡多広域市町村の事務組合清掃費負担分の値上がり分につきましては、これは、融炉 1 この対して入れるコークスの値上がりによる分担金でございます。そして、下のあのし尿処理の方でございますが、現在能力が灘にありますし尿処理の能力が 1 日、まあこれはあの議会の方でもかなり詳しく説明がありましたけど、28 キロ、1 日に 28 キロリットルの処理能力がありますが、最近簡易水洗トイレ、合併浄化槽等が増えたことによる搬入の増で処理が間に合わなくなりましてということによる、あれでございます。これにつきましては、過去 3 年の搬入実績とか 19 年度の搬入汲み取りの中での未処理分等を計算をしましたら、実は 33 キロリットルくらいでもいいということができましたけど、さらに 7 キロリットルの余裕をもたせて 40 キロリットルへの増設の工事でございますが、これは平成 21 年 5 月から平成 22 年の 2 月の完成を予定して約 10 カ月間ぐらい工事がかかるようでございます。というような説明でありましたけど、この説明の中にもこのコンサルタントに預けて設計をしておられるようだけど、工

科大なんか高知の工科大なんかに依頼してそういう調査をした場合にもっと格安にいける部分があるがじゃないかというような話しもでてきておりました。3,000 万円の中の委託料なんかが違ってくるがやないろうかということ出てきておりました。

それと 10 款教育費になります。10 款教育費の方は、34 ページ 3 項中学校費の方の 1 目学校管理費、15 節工事請負費でございます。59 万 7,000 円ということですが、これは大方中学校の給食配膳室への改修工事でございます。配膳室に入る前に、児童が手を洗う、あの当番でおそらく食事を取りに行くときにその手前で手を洗う場所に 6 つ続いた 6 連というらしいですけど、そういうものを設置する費用でございます。

次のページの 35 ページの 18 節備品購入費でございますが、153 万、これはあの各教室、またあの職員室等にできた食事をワゴンというか、ころのついたもので持っていく台を購入するということで、教室と教室含めて 8 室へ計 1 室に 3 台の割での 24 台分の購入費でございます。下の 3 目維持修繕費でございますが、これは今年新たに大方中学校の方に障害を持たれた児童の方が入学することにつきまして、洋式トイレでなくては用が足せないということでそのためのトイレの改修費 47 万 3,000 円でございます。これにつきましては、すべて全会一致で可決するものと決しました。

以上報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

24 ページをお願いします。ご説明があった中で、私ちょっとよう聞き取らなかったのもう 1 度が説明お願いしたいんですけども、7 目のですね、障害者自立支援費の中ですね、19 節の負担金補助及び交付金についてのご説明があったんじゃないかと思うんですが、これがちょっとね、何かね、心臓と肝臓の不足とか何とかいうて聞こえちゃったので、ちょっとここらへんもう 1 度具体的にこうご説明いただきたいのが 1 点とですね、それからですね、もう 1 つがですね、環境衛生ですが、26 ページです。の 6 の境衛生費のところの 13 節と、13 節の委託料についてのご説明があったと思いますが、伴太郎地区を職員さんが調査をしたのでいらなくなったので、それが工事請負費の方に使いましたということだったんですが、これあの組み替えをしたということでご説明を受けたような気がするんですが、そのあたりはもう 1 度お願いします。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

分かりました。ちょっと言葉の発音が悪いようですみませんが、24 ページの 20 節扶助費の方の自立支援医療ということでございます。これにつきましては、私が受けた部分の説明では心臓とか腎臓病に関する治療費に当てる分です。障害を持った方々がその治療をしたときに行政側から持ち出すお金が不足になるということで、その分を 1,000 万円今回しております。補正をしております。で、これの内訳としましては、国から 2 分の 1 の補助、県が 4 分の 1 の補助、町が 4 分の 1 の持ち出しで 1,000 万が準備されたというように報告を受けております。特に疾患としては、これを 2 つ心臓と腎臓というように説明は受けました。ほいで、私の次戻りますが、これは私の説明の仕方がまずうございました。これは組み替えでございます。すみません。はい、

あの設計を、測量設計を職員が当たって仕上げたということによる費用が要らなくなったことの組み替えの事業でございます。それでよろしいでしょうか。

私の説明が仕方がまずうございましたんで失礼致しました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

ただ今委員長から報告のあった議案 55 号は、1 つの議案を 3 つの各常任委員会に分割して付託を行なっております。付託された各委員長では可決すべきものとの報告であります。この議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算について、に對しましては、地方自治法第 115 条の 2、および会議規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、宮地葉子さんほか 1 人から、お手元に配付致しました修正の動議が提出されています。

暫時休憩します。

休 憩 15 時 51 分

開 会 15 時 57 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きましたので、その審査結果を議会運営委員長から報告願います。

竹下議会運営委員長。よろしくお願いします。

議会運営委員長（竹下英佐雄君）

さっき議運を開きました。結果、議長の方から一応宮地議員が提出された一般会計、議案 55 号の平成 20 年度黒潮町一般会計予算補正 4 号に対する修正動議が提出された案件について、一応これについての、議運として手続き上の問題がないかどうか、一応確認を取ってほしいということで審査を致しましたが、別にこの手続き上に問題がなくこれを確認しました。

以上報告を変えます。

議長（小永正裕君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

ただいま議会運営委員長の報告にありましたように、議案第 55 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についての修正の動議は、これを本案と併せて議題とし、修正動議提出者の説明を求めます。

宮地葉子さん。

3 番（宮地葉子さん）

それでは議案 55 号平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算補正第 4 号の修正について説明したいと思います。

最初にですね、皆さまのお手元に届いてる書類ですけども、これの款項目について付番が間違っておりますので、訂正をお願いします。

一番最初のページですが。分かりますかね。一番最初のページ、1 款総務費となっておりますけども、この 1 の所を 2 に直してください。分かりましたかね。（議場より「歳出やろ」との発言あり）歳出、歳出。ごめんなさい、歳出です。ごめんなさい。1 総務費となっておりますけど、これを 2 に直してください。それから開け

まして、1、2、3枚目になりますけど、説明書の方ですが、これも歳出の方ですけど、1款総務費の1となっておりですけど、これを2に直してください。分かりましたかね。

その次を開けてください。次は歳入のところですが、1款の1繰越金となっておりますけど、これを19に直してください。

次を開けてください。最後のページですけど、歳出のところ、またここが1款総務費となっておりますけど、これを、1を2に直してください。その下のですね、1目情報化推進費となっておりますけど、この1の所を11に訂正してください。そのすぐ右横ですが、補正前の額という所ですね、7,756万円という所の下に書いてある数字がありますね。4,616万7,000円の所ですが、この4,616万7,000円の所を、いいですかね、うん、4,616万7,000ですね。この数字を消してください。削除してください。訂正はこれだけです。

座って言うがかね。座って言うが。(議長より「言うときは立って言うて」との発言あり)

これで修正する内容ですけども、一番最初のページ開けてください。第1条中、1億6,334万円を1億4,334万円に修正する。で、総額が次に書いてあるとおりです。分かりやすく言いますと、補正予算のですね、今回出ました補正予算の19ページですけど、この19ページの11目、2款総務費の11目情報化推進費のですね、13節委託料ですが、そこに情報基盤整備調査ということで4,000万円の予算が上がっておりますけど、これを2,000万円に修正するという提案です。

で、提案理由を説明させていただきます。一般質問でもいろいろ言ってきたんですけども、これは16億という大きな事業です。で、こういう大きな事業、いったん踏み出しますともう当然ですけど、引き戻すことはできません。私たちは、議会はこの大きな事業のときに、もっと慎重に取り組むことが必要じゃないかなということということで、この修正案を出したんです。というのがですね、これは住民負担を非常に伴う事業です。そういう事業ですけども、行政の方も住民への説明が不十分で、住民の方はですね、知らないとか分からない、または勘違いしてる方が大変多いです。私たちが回ってきたところでは、で、知らないっていうのはですね、ガイドブックも出されましたし、説明会もありましたけど、説明会にはほんとに出席者が少なかったです。全体では17パーセントというふうに、答弁がありましたけど。地域によっては3パーセント、4パーセントとか7パーセント以下のところが、この入野地域では結構多かったですね。今日その資料は持っておりませんけど。それからガイドブックですけど、ガイドブックはですね、お年寄りの方にいろいろお話を聞きましたけど、まず分からないそうです。横文字がいろいろあって分からないというのと、まああれだけのものを読みこなす、まあ知識もなければなかなか活字にですね、触れるのがしんどいと。そういうようなお話もありました。それから勘違いしてるということは、説明会に行ったり、お話を聞いたり、自分で勉強したりなさってるんですけど、まあこれは入らなかつたら自分らには関係ないだろうという方が非常に多かったんです。で、っていうのは入らなかつたら赤字があっても、入った加入者で負担するんだろ、という勘違いの方が結構おられたのと、それから一般質問でも申しましたけど、まあ佐賀地域ではテレビが見えないとか、だから仕方が無いんだというふうに勘違いされてる方も結構おいでました。そして協聴アンテナの方もですね、わしらは入らんけど共聴アンテナは残るがやろと、そういう方がおいでたんです。それで、協聴アンテナというのが、もしケーブルテレビに皆さんが入られたら、もうアンテナがなかなか維持できませんので、それは難しくなる可能性が高いですという説明しましたら、そんなことは知らなかった、言うて。わしらはまあ年金が安いので、毎月1,000円払っていくのはとってもしんどいんだと。そういうことはよう分からなかったという方もおいでました。

議会の方もですね、4月に全員協議会で説明を初めて受けまして、本格的に6月議会からこれに取り組んできたんですけども、まだまだ、今3回の議会をこうしてやりましたけど、私自身もほんとにいろいろあって分

からないところもあってまあ勉強もしましたが、まだまだ議会が勉強する、議員も勉強すると同時に住民にも議会として、これだけ大きな負担もあるし、こういう事業ですよ、ということを説明する説明責任が私はあると思います。それはですね、もちろん負担のことがおっきいんですけど、どの程度加入するかということが、課長の答弁でもありましたけど、ガイドブックに数字を上げてるのは根拠がないというふうに言われました。それはですね、仮契約というの取ってないし、それからあの今のように説明が不十分ですので、入っていいか、入ってどうなもんだかよく分からない。協聴アンテナやっているとでも分からない。そういう意味ではほんとに私自身は、推測でね、突き進んでいく、そういう危険があるんじゃないかなと、そういうふうに思います。この事業はですね、加入率が低かったら、ほんとに何千万円かの、毎年ですよ、赤字が出る可能性があると思うんです。そういうときに実際この事業に突き進んだ。しかし、負担は出てきた。借金が出てきたというときに、議会としては責任が取れないですよ。もちろん執行部も責任は取れないですよ。いったん進んだ事業というのは。誰が責任取るかと言ったら、住民ですよ。責任と言ったら変ですけど。そういうものの負担を背負っていくのは、議員でもないし、執行部でもない。もちろん町長の懐でもない。住民みんなの負担となっていくわけです。ですから、そういうとき全部町民に跳ね返っていくような大きな事業のときには、議会としては慎重に進める。そういうことがほんとに大事じゃないかなと思うんです。全国的にはもっともつと期間がありまして、議会でもよく勉強してるし、住民の中への説明も、もっともつとできてると聞きました。まあ四万十町の例を再々一般質問でも出しておりますけど。そういう説明がありました。

それで今回ですね、2,000 万という数字を出しましたけども、2,000 万というのは4,000 万を2,000 万にするということですね。で、2,000 万は補正で残るんです。この数字っていうのは、私たちもどういう数字が、どれだけのものがほんとに適切なものかっていうことよく考えましたが、この予算でですね、基本設計だけはとりあえず頼めばいいんじゃないかと。この間、この頼んでる間ですね、3 月議会がありますから、次に。3 月議会までに議会も、議会としてですね、ほんとにこの事業が必要なものか、費用対効果はどうか。そして住民はこの事業を必要としてるか。住民負担はどういうふうになるのか。そういうことを私はもっともつと勉強もすべきだし、教えていくべきだし、議会としてはそれだけの責任を持ってるんじゃないかなと思っております。

新潟のですね、十日町市っていうところがあるんですけど、ここは情報基盤整備事業を出されたときには、72 億円という巨大な金額で、出てきたそうです。これは大変だということで議会もですね、これは無駄な事業じゃないかということで、時間がありましたから、あそこね。勉強もするし、専門家にも頼んでいろいろやったところ、ブロードバンドはですね、NTT と協議して分担するとかそういういろんな方法をとって21 億円に減らしたという、そういう実績があります。わたしたちもこのやり方としてはほんとに15 億、16 億使っていく事業。今の黒潮町のこの現状から見て、また今のご時勢から考えて、本当に適切なかどうか、そういうことも議会としてはやはり責任があると思うんです。勉強していく、また町民にお知らせし、町民の声も聞いていく。それでですね、3 月議会までに、町民の間で意見を聞きながら、説明をしながら、その中で圧倒的な町民がですね、いや少々の負担はいいと。ブロードバンドやりたい、またケーブルテレビを見たい、そういう方が、圧倒的町民がそれを望むんなら、私たちも推進にやぶさかではないんです。全面否定をしてるわけじゃない。そういう意味で、2,000 万円というのは、基本設計をやって、まずその間にみんなでこういうことを慎重に考えていくべきだと、そういうことで出しました。

え一つとですね、で、4,000 万という数字ですけど、この補正に出されました。それはもし3 月議会です、これもう無駄であるからやめようと、そういう勇気がここへ出てきた場合。勇気って言ったら怒られます

けど、そういう結論がもし出てきた場合には、捨てるにはなかなか大きなお金ですので、2,000 万円ですとやってみよう。ということで、私たちは2,000 万という数字を出しました。私は議員が議決する1 票というのはほんとに町民から付託された大きな大きな1 票だと思います。そういう意味では、こういう大きな事業、こういうふうに住民に負担を強いる事業は、やっぱり真剣に考えて、真剣に勉強して、議会としてもそういう方向を取るべきじゃないかなということで、今回修正案を出したところです。

終わります。

議長（小永正裕君）

これで発議者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 55 号に対する修正の動議に対して質疑はありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

宮地議員にちょっと質問します。

あの提案理由の説明の中で、4,000 万を2,000 万にして基本設計をしてほしいということですが、これは基本設計がもうやっているから、ハンドブックができてね、説明資料ができて、16 億というお金が出てきたがじゃないですか。その4,000 万を2,000 万にする、4,000 万のこの補正の予算言うのは、もう実施設計をする。具体的にもう積み上げていって、もう発注するわけですね。そのための予算なわけで、そのこのことに賛成、反対というよりも、先にこの補正の仕方、予算の、自体がね、そのちょっと勘違いされちゃうか、いうようにしか取れんわけです。実施設計は4,000 万。補正組むにはどうしてもこれ予算は見積もりですから、執行部はある程度見積もりを取って、このくらいの広範囲のケーブルテレビをやるためにはこのくらいの予算がいって、設計のためにはお金が要るでしょうという話で組んじゅうわけです。その2,000 万は、どれだけあるか分からんけどという説明でしたが、内容はどのくらい要るか分からんという説明でしたが、これはね昔の笑い話やないけど、昔の特攻隊みたいなもので、行きしなの燃料代はあってももどしがないっちょなね、極端に言うたら。そういうふうな設計なんです。だからこれをもし可決したら、これが団体の意思決定になるわけです。じゃあ執行部がこの2,000 万で、何を発注できます。かえってこの2,000 万は使えんずつ、無駄なお金です。基本設計の上に基本設計するような予算は組むべきじゃないし、やるべきでもない。そのへんがあるんで、宮地葉子さんそのへん、4,000 万が2,000 万になった根拠、理由をね、もう一度お聞かせください。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

あ、すいません、はい。

基本設計という言い方が間違ったかもしれませんがね、これ進めていくのにはある程度の内容が必要ですので、私はそういうことを執行部としても進めるのに予算が要るだろうと思ったんですよね。それで、こういうお金を出してきたと、ということです。

議長（小永正裕君）

山本君。

19 番（山本久夫君）

妙にあの、すいません、分かりにくいですが。基本設計があくまでもアバウトなものです。で、大体このく

らいでやろうと。しかし、この事業は、ね、大変事業費もおっきいし、それといろんな受益者負担がどうしても要るわけですから、その分があるから、ええ加減な基本設計、アバウトすぎては困るから、基本設計に近いもので、ほとんどね、基本設計をされてるわけで。ね。その、(宮地議員より「名前がちごうたかもしれん」との発言あり) 要るであろうとかいうような次元の今お答えしてもろうたようなね、よう分からんけどちょっと話やないんで。そのへんは葉子さんもうちょっとね、葉子さん言うたら失礼ですけど、宮地議員。できればですよ、こういうときにはこういう予算をやっぱりすべてが整って、予算化して目的を果たせる予算ですから。ね。10 個つくるのを 5 個でやめるような予算やったらこれでもかんです。でも、行き届からったら予算の価値がない。効果がない。福祉に役立たん。そういう部分の予算ですから、今言われたような内容を減額するのであれば、もうちょっとね、執行部との詰めもして、ね、これやったらどうじゃろかというような詰めはやっぱすべきやと。これは団体の意思の決定になるわけですから。修正したら。やはり、それで執行ができないようなね、修正はするべきやないと私は思うんですが、そのへんの詰めいうのはしました。

議長 (小永正裕君)

宮地君。

3 番 (宮地葉子さん)

執行部との詰めはしておりません、これはね。私たちが考えて出した修正案ですけども。まあ基本設計という言い方が私間違ってたかもしれませんが、やはりこれをやっていくにはいろいろ、設計が必要だろうと。そういうふうにして。その言い方は基本設計とは違うかもしれませんが、それで 4,000 万というのは、まあ 6 カ月ぐらいかかるために明許繰越も付けておりますけど、その費用でしたので、まず 3 月までに進めていくのに 2,000 万で、私はやれるんじゃないかと、そういうふう考えたんです。

議長 (小永正裕君)

山本君。

19 番 (山本久夫君)

はい。結構です。

議長 (小永正裕君)

いいですか。

下村君。

15 番 (下村勝幸君)

私もですね、実は山本議員の質問を聞く前に、まったくおんなしことを考えてました。というのが、やっぱりこの基本設計で今回出てきて、それをさらに詳細で、実施設計レベルでやってみて、ほんでどういう形になっていくかということですね、しっかりやっぱり執行部としてもですね、その見積もりを上げていきながら今回総務委員会の方でもいろいろご説明いただいたように、現地調査するのに電柱の数 4,500 本やりますよ、とかいろいろこう積み上げありましたよね。その中で、私はこの 4,000 万という数字が出てきたと。で、この中で具体的にやってみたらこういう感じになりますっていう最終的な形がここで見えてくるはずなんです。で、今回この、その 2,000 万という根拠がですね、そのなんとと言いますかね、ちょっとアバウトすぎるというかですね。この実際に例えばどっかにお見積もりだしてですね、宮地議員が考えられるようなものをこうイメージするものですね。自分でここまでの調査をやりたいっていうものがあるとするならば、それをきちんとした形で見積もりを出してもらって、で、だからこの数字になったらから今回の補正はこういう形でやるっていう、そのあれがあればですね、この内容的にも理解できるがですけど、そのなんとなくこう、半分ぐらいでこ

のぐらいかなどかいうちょっと質問だとですね、ちょっと納得がしかねる部分があるのですが、そこらへんはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

えっと、私が細かく詰めてですね、専門家じゃありませんので、そういうところで2,000万という数字をもちろんはじいたわけではないんです。執行部が4,000万という数字を出してて、これを考えたら明許繰越で6カ月でやるということでしたので、いくか、引き返すかというときにはやっぱり4,000万は大きいと思って、それで2,000万でやれる範囲で私はやれるんじゃないかなと、そういうふうに思ったんです。っていうのはですね、業者が4,000万というのを出しておりますけども、出すかもしれませんけど、やっぱりやり方はいろいろあって、2,000万でやれる範囲で私はやってもらいたいと、そういうふうに考えたんです。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

気持ちの説明の中でよく分かったんですけども、もう私も山本議員、下村議員と一緒に、やっぱ積算根拠をやっぱり示していただかないと、これは修正の議案ですので、思いではございませんので、やはり議案としてきちっと積算根拠を付けてご提案をしていただかないと、ちょっと私たちにはこの積算根拠では分かりぬくい面があります。えっと特にですね、先ほど総務の方でもご説明を受けたというように、今度の実施計画に対する委託料ということですので、それには多分業者さんというか、どういうふうなものにどれだけの予算が要って、人件費がいくらって、それに対する日にちが何日って、それでこれだけの4,000万なり、人件費含めて、委託料含めてそこには積算根拠があるので、そこやはりきちっと行政の方の積算根拠で要らないものかなんのか。で、2,000万の中で、その4,000万のうちの2,000万で、人件費を半分にしているのか、それとも委託料が値引きになったのか、調査の範囲を狭くしたのか、そこらへんをもう少し分かりやすい資料を付けてご提出していただきたいので、そのあたりがもうまったくないということでしたらですね、ちょっと議案としてはですね、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えになっているんですか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

えっとですね、これについて積算を私たちは詳しくはやっておりません。ただね、防災無線のことで聞きにいきましたらですね、その人件費がいくらだとか、細かいことはですね、入札の過程があつて教えられないということだったので、ああこれはもうここも聞いてもいけないのかと思って私は執行部にも細かいところは聞いておりません。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

いろいろ今国からの事業とかも取るんですけど、やっぱそういう時にはですね、一つ一つやっぱり積算根拠を挙げて、それから人役入れて、それからいろいろと協議会の方から国なんかには予算をいただくときに出すん

ですけど、それにはやっぱり細かい積算をして出しておりますので、やはりご提案いただくときにはですね、私たちはそういう基本的な数字ベースを示していただきと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

先ほども言いましたように、なかなかそういうところはですね、細かい資料ありませんし、もちろん執行部ともこれ打ち合わせしておりませんので、そういうところはありません。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

僕はあの、いわゆるこの2,000 万のいわゆる、予算の減額の修正というがで。あ、そうやったかと思うて今見たがですが。書類がのうてこう探しよったら今ようよう出てきたがやけんど。いわゆる、僕はね、全額ね、削除いうがやったらね、話は分かるんです。しかしね、このあの4,000 万いうたらね、実施設計。いわゆるね、数量計算とかさまざまな設計調査。それからね、いわゆる設計の強度とかね、どれほど対応できるかとかいうね、さまざまなね、設計、すごい設計の内容が入った4,000 万じゃないかなあと、そんなに思うわけよ。ほんで途中でやめれるようなもんじゃないんですよ、事業というものは。こういうものの設置のときの、いわゆる設計費用というものは。だから、僕はね、やるがやったら全部なら話は分かるけんど、途中で、半分でということね、これは事業のね、いわゆるその予算を組むときには成り立たないんです。そういう基本があるんですよ、基本が。ええ。基本がありますので、その点まあちょっと話し合いをしてやったかなあと。その点をちょっと。出すにね。これ2,000 万削減するの話はなかったかなあとと思うんですが。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

えっとですね、細かいそういうことは話し合ってはおりませんけども、これ明許繰越付いてますよね。で、途中でやめるっていうんじゃないくて、これは6 カ月、先ほども言いましたけども、4,000 万で6 カ月の工事を見越してしますので、2,000 万で3 月まで十分にやれると。そういうふうに私たちの話し合いでした。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

われわれ議員の立場から言わいたらね、まあ議決権と執行権があるわけよ。だからむやみやたらにね。え、相手よ。執行部の執行権よ。あの予算についてね、むやみやたらに修正するべきじゃないという考えでわれわれ議会活動しゆうわけよ。ね。みんなそういう意識でおると思う。おらの感情でやるべきじゃない思うちようわけよ。で、そこで、その2,000 万の減額。今までの宮地さんのいうたら質問内容から聞いてね、私はすっかりゼロにするがやったら私はね、今までの質問と、修正案と理解できるけんど。反対や賛成やら分からん。半分手を挙げてね。ほいたら橋も掛けて途中でやめれる。こんなね、修正案は私は同意しかねますが、その2,000 万の根拠、へずる根拠の積算、まあいろいろ言いよりますけどね、私はこういうことは今までの関連の質問からいうたら、すべて削除する修正案で予算でねあれば、出した値打ちはあるけど、半額じゃいうようなね。映

画館いて半券もらうような形のね、切り下の修正案には同意しかねますが、そのほんとの真意は、2,000 万へずった真意はどこにあるんですか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

私もですね、むやみやたらにこの修正案を出してるんじゃない。予算を修正してるわけじゃないです。この真意というのはですね、全部削ったらすっきりすると言われました。でもね、議会としてやっていくのに、推進される方もおりますので、そういう方も考えた場合、この期間内、3 月議会までに、3 月議会で議案が出て、白か黒か出るかそれは分かりませんが、その中である程度の設計は必要じゃないかなと思ったんです。議会として、また議員としてもね、進めていく中で、やっぱりこういう負担が駄目だと、そういう時には、引き返すには 2,000 万ぐらいだったらいいだろうと、そういうことですよ。で、積算とかいろいろありますけど、その細かい、先ほども言いましたように、細かいところはね、出しておりません。

議長（小永正裕君）

竹下君。

（明神議員より「議長、暫時休憩」との発言あり）

（竹下議員より「かまん」との発言あり）

竹下君。

（宮地議員より「暫時休憩言いようで」との発言あり）

16 番（竹下英佐雄君）

総務委員会で付託を受けて補正予算を審査した中で、当この問題についての件については、おい静かにせえや。これは私反対をした。この議案に対して。多数意見で決議はされたけれども、私は反対を致しました。ほいで、反対する理由については討論でやろう、しょうかと思いつたがですけど（議長より「質疑です」との発言あり）反対意見について申し上げると、町の執行部の方で、質疑よ、質疑だから一応意見を述べちゃって質疑をせないかんが、（議長より「竹下君、説明者に対して質疑をしてください」との発言あり）だからこれ説明せんと分からんじゃろ。分からんから説明しちやうが。（議長より「分かる」「分かった」との発言あり）いやいや分かってないから。（山本議員より「余計分からんなる」との発言あり）ほいで、（議長より「発議者に対して質疑してください」との発言あり）だから、全面的に、先ほども村越議員が言われたときに、全面的にこれを削ってこれを提出する。まああの修正案をゼロにして修正をするのが大体筋道なん。だから修正を出すということであつたからそうじゃろかと思いつたら、まあ半分、2 分の 1 にするということであつたから、こらあこれじゃあ修正にはならんけれども、修正に対して賛成はする気持ちは持っておりますけれども、実はこれは全部修正をすべき点であつたと思いますが、そこらあたりどうでしょうかという。

（明神議員より「議長、暫時休憩して」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 16 時 32 分

再 開 16 時 34 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

すいません、休憩を取りましたけど。調査費ということももちろん入っております。私の言い方が間違っておりましたかね。それで、そういうことも含まれておりますので、竹下議員が先ほど言いましたけど、どうして全額否定しなかったんだという話でしたけど。これ調査をしていかないと、ほんとに住民がどういうふうにかえをしてるのか分らないと思うんです。私はそういうこともあつて言っております。

で、最終的に結論はですね、3月議会になるか、6月議会になるか知りませんが、分かりませんが、そういうところですね、みんなを出していくべきじゃないかなと、そういう考えです。言い方がすいませんね、このはじめてここへ出るもんですから、誤分からんなつちよう。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで発議者に対する質疑を終わります。

これで修正の動議に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議案第55号および議案第55号に対する修正の動議を一括して討論を行います。

討論は、はじめに原案賛成の方の発言を求め、次に原案および修正案の反対の方、次に原案賛成の方、続いて修正案賛成の方の順序で発言を求め、討論を行います。この討論は各自1回しかできませんのでご了承願います。

はじめに、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、原案および修正案の反対の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、原案賛成の方の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、修正案賛成の方の討論はありませんか。

（明神議員より「自分発議やけんどかまんろうかどうじゃおか」との発言あり）

発議者は対象外となります。

山下君。

2 番 (山下伊都子さん)

(議長より「マイクを入れてください」との発言あり)

修正案に対して賛成の立場で発言を致します。

この問題は、この議会でもずっと一般質問でも反対、賛成が出てきまして、賛成は出てこなかったか。執行部に対していろいろと意見が出ました。私も一般質問に立ちまして、山間部でのほとんどの、ほとんどってことはないですけど、いっぱい意見を聞いてきました。その中でやっぱりこの情報基盤整備に対しては、理解もされてないし、今のままでテレビさえ見られたらいいっていう声がすごく多かったもので、今この修正案を原案 4,000 万円出して突き進むようなことがあってはならないと思いますので、修正案に賛成をして、あのもう一度皆さんと一緒に考えていただきたいと思って、修正案には賛成を致します。

議長 (小永正裕君)

ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 55 号平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についての採決を行います。

まず、本案に対する宮地葉子さんほか 1 名から提出されました修正案について起立によって採決します。

念のため申し上げます。この採決は修正案に賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。

従って、議案第 55 号に対する議員提出修正案は、否決されました。

次に、原案であります、議案第 55 号平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算について、起立によって採決します。

念のため申し上げます。この採決は原案に賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

原案に賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

従って、議案第 55 号平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。元い (もとい)。

日程第 5、議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (下村正直君)

それでは議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを、提案理由の説明を致します。

この工事につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、かかる請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事であります。工事の番号は、平成 20 年度漁地域第 1 ハイフン 3 号でございます。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 5,670 万円です。契約の相手方は、高知市駅前町 5 番 5 号、大旺建設株式会社高知本店、本店長吉福秀史。以上でございます。

なお、工事の内容等、詳細につきましては担当課長から説明を致させます。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それではですね、ただいまの事業内容について説明させていただきます。

平成 20 年度の地域第 1 のハイフン 3 号の請負工事のないようですが、本年度実施しております、その入りの漁港水産物供給基盤整備事業の事業内容のですね、変更に伴いまして、東防波堤のケーソンを持っていくところの沖防波堤でですね、使用します消波ブロック等のブロック製作の請負契約の締結によるものです。

工事概要ですけれども、消波ブロックの 100 トン型を 44 個とですね、被覆ブロック 50 トン型を 10 個の製作工事です。先のですね、臨時議会で明許繰越のですね、翌債の承認をいただく折ですね、消波ブロック 100 トン型を 60 個ぐらいという説明もしましたけれども、実施設計に伴いまして、数量の多少変更が出ましたので、ご報告申し上げます。

それから工期ですけれどもですね、工期につきましては、平成 20 年 12 月 19 日からですね、平成 21 年 5 月 31 日を工期として予定しておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

こういう工事のたんびにお聞きするがで、心苦しいですけど、これ予定価格に対して落札価格の数字は、どのような数字でしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

はい、お答え致します。

予定価格 5,700 万円に対して、落札価格 5,400 万円ですので、率としては 94.7 パーセントということになります。

議長（小永正裕君）

他に質疑ありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

課長ね、その説明ええがよ。ね。まあいうたらこの 100 トンよね。100 というたら、1 つ、1 個が 100 万やお。ほんでね、こればあ、ぐらいとかね、いうたら 100 万円くらいちょないうがは、なかなかこう、まあそうい

う今どきよ、そこそこ個数と、トン数、ね、それはかつちりした方が、後で足らったらまた補正で組むとかね、ちゃんとしたがやないと、なんぼくらいという話やったつようながじゃなしによ、これからはね。そうしてもらわんと、議員も困るがよ、人に聞かれたときに。なんぼぐらい言いよったぞ。1つなんぼじゃ、100万と。どいたつちよになってくるきよ。今非常に厳しいきね。そういうことでひとつ。今後そういうことについては詳細なデータをね、出いてやってもろうたらうんと。顔が立つがよ、議員の。議題とまた変わるけんど。そういうことです。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

個数の件につきましてはですね、その翌債の承認をいただく折にはですね、実施設計もよう出来上がっておりますので。西村議員言われることは十分認識しておりますので、そういうふうに心がけます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

え一つと、まあ事業名としては、地域水産物供給基盤整備工事ということですが、この丸印をつけたところにこれかなりのそのブロックの積み上げなければならないという、そんな工事をしなきゃならんということと、その水産物の供給基盤整備内容というのは、どういう内容なのか。まあそこをちょっと。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私からですね、ひとつお願いもこめてですが。この工事、事業につきましては、予算の段階でですね、ご審議をいただいて既に決定をしております。議決をいただいております。それで我々その執行に対して、こういう金額になるもので、こういう入札を行いましたということで、今また承認を求めるものでございます。ですから、その入札関係等についての質疑はどこまでもお答えをしなければならないと思っておりますが、この事業の意義、その他については、また別途ですね、お尋ねいただけたらというふうに思います。

お願いです。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

予算のときに十分な審査をしなきゃならんのですが、この工事の請け負いどうも、今かなり相当な 100 パーセントの事業が実施されておるように見受けられる。まあこれ以上またもうつつく先はないほどの工事をしておるにもかかわらず、予算計上をされてまあ一応予算が認められたからこれをやりましょうということで、まあ請け負いに発注をされておりますけれども。この水産物の供給基盤整備。大体港湾というのは大体船を保護するために、大体港湾が造られておるように思うわけですがけれども。これちょっとそのなんですか、もじゃこを飼うのに、こうどうしてもこの工事が要るのか、どうか。まあそこらあたりまでちょっと、聞かして。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

あのですね、港、入野漁港ですがね、そのもじゃこの中間育成をやっていることは議員ご承知と思います。それについてですね、もじゃこの育成がですね、大方町漁協のですね、水揚げ的なものに大部分を占めていることも議員ご承知と思いますけれども。その、もじゃこ中間育成に対しまして、蓄養水面の、前にもちらっと説明したと思うんですけれども、蓄用水面の水質の問題が発生しまして、それに伴うて海水交換の事業を今現在行っておりますがね。それでですね、そのケーソンの東防波堤のその海水交換をするとこのケーソンがありますけれども、これをですね、その際利用して、沖防に持っていくと。いう計画で、その部分にですね、消波ブロック、いわゆる波消しですけれども。それとか、被覆ブロック。その部分が要りますので、その製作をやると、いう考えです。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

以前この水が水質が、中の水質が落ちたのでその水質のあれを入れ替えをするための、この工事を行うという事で造った。そのとこのブロックを再利用、沖へ持って行ってやるということ。かえって逆に水のその海流のそのあれこう、入れ替えをするためのあれがかえって、そのそういう水の交流がこういう形の事業をやることによって、ますます難しくなるがじゃないかという心配があるのですが、そこらあたりはどうなんですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

これをやるに当たってはですね、地質調査もしておりますので、その中で事業認可も受けた形で事業をしておりますので、議員おっしゃるような形にはならず、海水交換によってですね、もじゃこの育成がへい死等もなくなってはかれると、いうふうに認識しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 64 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結については、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結についてを採決致します。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

議案第 64 号、入野漁港地域水産物供給基盤整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議員提出議案第 32 号、危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書の提出について、議員提出議案第 33 号、地方道路整備の財源確保に関する意見書の提出についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 32 号、危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書の提出についての提案者森治史君。

10 番 (森 治史君)

議員提出議案 32 号の説明を致します。

危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書についてでございます。

レジメのほうを読まさせていただきます。

今年 2008 年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国の対策は遅々として進まず、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けています。

一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に、安全、安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全な経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にあります。

このような中、今年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは、2050 年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意されました。そのために先進国は、2007 年のバリ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければなりません。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調し、温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中、長期的削減目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的、統合的に導入、策定し、実施していく必要があります。

その具体策として、日本が責任を持って対応するためには、まずは京都議定書の 6 パーセント削減目標を守り、2020 年には 1990 年比 30 パーセント、2050 年には 1990 年比 80 パーセントといった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要です。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップアンドトレード型の排出取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能なエネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現するべきです。

よって、国に置かれては、上記の内容の実現を約束する法律を制定するよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。平成 20 年 12 月 18 日、黒潮町議会議長小永正裕。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第 32 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 32 号、危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、森治史君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 33 号、地方道路整の財源確保に関する意見書の提出について、提案者小松孝年君。お諮りします。

本日の会議は時間の延長をしたいと思います、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

それでは延長致します。

14 番（小松孝年君）

それでは議員提出議案第 33 号についてご説明致します。

議案は、地方の道路整備の財源確保に関する意見書です。

意見書の内容はですね、まずあの地域の実情と、それから最近の情勢など買い手、その後に要望内容を書いております。ここでまず始めに文書の訂正をお願いしたいのですけれども、1 番の地域の実情の 4 行目のところに、汽車は走っていますが、とありますが、その汽車のところをですね、汽車というのは蒸気機関車のことですので、列車は走っていますが、ということに訂正さしていただきたいと思います。それから、あとその汽車から 1、2、3、4 行目の、3 行目から 4 行目にかけてですね、約 50 年も前から変わらない道です、とありますが、全然換わってないように受け取られますので、約 50 年も前からほとんど変わらない道ですということに訂正させていただきます。

それでは説明の入りたいと思います。文書長いので、ある程度要約させていただきます。まず、地域の実情につきましては、先ほど訂正したあたりからですけれども、まあ列車も走っていますが国鉄の民営化により地域の自治体が赤字補填をしなければならない状況ということと、それから高速道路もまだ延伸していない、まあ、唯一の幹線道路である国道 56 号線もまだ整備をされてないという内容です。そして、整備されてないので、危険な箇所も多く、また災害時にもまあ代替えルートがないので、まだあの整備の必要があるといったような内容で、地域の実情が書いております。

それから 2 番目の最近の情勢等というところでは、特定財源の一般財源化に伴い地方道路整備臨時交付金に替わってですね、1 兆円規模の新たな交付金制度を創設することが政府与党で合意されて調整が行なわれているということです。それからその後に、まあ現行の地方道路整備臨時交付金は本町においても、これまで現道拡幅、それから路側や側溝、橋梁修正などの地域の実情に合った道路整備をこの制度を活用して、スピード感をもって進めてきました。ということを最近の情勢というところには書いております。

そして、今後の道路整備のあり方を検討する際には、道路整備の遅れている本町の実状や脆弱な財政状況を十分認識するとともに地方の底力をはっきできるよう、次の事項について強く要望します。

ということで、1、平成20年度に創設が予定されている地域活力基盤創造交付金仮称について、政府与党で調整されているが、道路は地域活力の向上に資する最も基礎的な社会基盤であることから、その配分については道路整備の遅れている地方に優先的な配分を行なうこと。

2、四国8の字ネットワークを始めとする国直轄事業や高速道路へのアクセス道路などの補助事業については、道路予算全体が縮小しないようにした上で、命の道の整備がまだまだ必要な本県に重点的に配分すること。ということです。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を退出します。

平成20年12月18日、黒潮町議会議長小永正裕。

提出先が内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、国土交通大臣様。以上です。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第33号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第33号、地方道路整の財源確保に関する意見書の提出について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、小松孝年君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議員提出議案第32号、危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書の提出について、討論を行ないます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第33号、地方道路整の財源確保に関する意見書の提出についての討論を行ないます。

討論はありませんか。

討論はありませんか。反対討論からお願い致します。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

反対討論を行ないます。

私どもは、今のその道路財源を一般財源化を図れということで、今運動をしているところです。ご承知のよ

うに、まあ国道 56 号の改良工事も、まあかなり地域住民の反対を押し切って、そしてまあ大変地域の皆さんの暮らしを犠牲にした内容で、推進が図られようとしております。まあドライバーにとっては、道は広くて走りやすい、まあ 80 キロも 100 キロもとばせるような道路がついたにこしたことはないんですけども、そのために地域の住民の暮らしが脅かされている、いう状況の中で、国土交通省はいろいろな工作、画策をやってですね、今その多勢の声をバックにして、まあこの事業を推進をしようとしている。私はこれを何とかして食い止めをしたいと思っておるわけですが、第一、一番、通学道路、通園道路それから錦の団地の主要幹線道路が、これが遮断をされるという状況の下で、何とかこの藩下線の、町道藩下線を確保したいという考えをもっておりますけれども、そのような状況で、まあ道路の必要にないところへ道路をつけるということも実際にやられております。

一方では道路のほしいこの高速自動車道路の、まあ伊與木からこの中村にかけての高規格道路の計画は未だに上がっていない。これはどういう関係で上がっていないのかちょっと分かりませんがこれもひとつの国土交通省のこういった策略言うか、国道 56 号線をつけるための策略として、そういう高規格道路をわざと遅らししている。こういった住民の気持ちを翻弄（ほんろう）するようなね、こんな形で今この大方町内の住民があしらわれておるわけですが、そういうところよりもむしろ我々が求めているのは、福祉からいろいろなまあ教育とか、本当に住民の暮らしに必要な財源をこの一方的に道路財源が必要だというそういう形で確保せよということについてはね、私は頭からもう反対という気持ちで一杯です。

以上、反対討論を行ないます。

議長（小永正裕君）

次に賛成討論はありませんか。

田辺君。

4 番（田辺 守君）

賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本町におきましてもですね、国道 56 号の改良、これはもちろんでございますが、この意見書の中に、中山間への町道は行き止まりの道が多く、災害時の孤立が心配され、安全で安心、命の道路整備が急務です、このように意見書の中にも記載をされ、特に中山間地域に住む私たち端々に住むものにとっては、こういう国道、県道それに続く町道の改良、この部分を非常に期待をしております。1 日でも早い改良供用に向けて進めていくには、道路整備の財源の確保、こういうことが一番大事だと思います。そういう観点から賛成の意見を述べさせていただきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

畦地君。

9 番（畦地一弘君）

私は賛成の立場で討論をお行ないます。

僕はこれを見て今ええことが出してくれたと思うて、真っ先に賛成をひしょうがです。とにかく奥地はせつかく車ができちょうけん、道路がなかったら動きがとれん。そのために車が今よう売れちょうがや。ほんでどう

してもこの道をようにすることは、最も大切なことで、これは奥地のもんだけが使いようがやない。これは全国民が使いようもんやけん。道は。みんなに必要な道じゃ。奥じゃったち、口の人も来けん。ほんでみんな平等に使うけん、この道路というものは。ほんでこの道路をどうしても、まだまだやらんとうちらの方へ行ったら道つもんじゃない。いよいよ悪いけん。まだ相当運動してもらうて、もっとよくしてもらわんと、反対するとうようなことはわしらにや気がしれん。ほんで、どうしてもこの、わしゃめっそようにせんちかまんけんのう、とにかく蜷川と馬荷と加持、それから湊川これくらいな道路には全部してもらいたい。口よりはひとりよなるけんど奥よりはようならんけん。ほんでどうしても腕のたつ町長に頑張ってもらわにやいかんけん。なかなかやりだしたけんね。なかなかやりだしたけんほんで、これを待つしかない。大阪でねっちよるけんね、期待はできるけん。まあ頑張ってくり今から。

以上。

議長（小永正裕君）

次に反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第 32 号、危険な気候を回避するために気候保護法の制定を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 33 号、地方道路整の財源確保に関する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

植田総務課長から発言を求められています。

これを許します。

本庁総務課長（植田 壯君）

どうもすみません。皆さん大変お疲れのことと思いますけれども、先のですね、矢野議員の質問の中で私がですね、電源立地対策交付金の中で、流域というまあ定義があるがじゃないかということで、調べた後で報告しますというふうに言っておりましたので、ここですら報告をさせていただきたいと思います。

今回の電源立地地域対策交付金はですね、電源地域で行なわれる公共用施設、設備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付するということになっておりまして、調査しましたけれども、調べてみましたけれども、流域という定義は見当たりませんでしたので報告もさせていただきたいと思います。なおあの電源地域とはですね、交付金の対象となるいわゆる建設準備中、工事中、運転中の発電用施設が所在する市町村というふうになっておりますのでよろしくお願いします。なお、ここにありますようにですね、交付の対象はそういう形で市町村というふうになっておりますけれども、やはりこの電源施設がある地域の、やはり周辺にですね、今後も整備はしていくべきではないかというふうには考えておりますので、またよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで、植田総務課長の発言を終わります。

続いて町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

議長からまだ閉会の宣言はございませんけれども、閉会の運びになりましたので、一言申し上げます。11日間に及ぶ長丁場の議会でございしましたが、本当に皆さんには真剣にご審議いただきまして、一部修正等もございましたけれども、ほぼ執行部の提案に近い形で議決をいただきまして誠にありがとうございました。

いろいろとやり取りはありましたが、等しく町民の思う気持ちからのことというふうに理解しておきます。この機会にそういった皆さんにひとつ私から申し述べたことがございます。まだ、このことは私の構想の段階ではございますが、このたびの社会的経済危機のよりまして、日本経済も100年に1度といわれる危機的状況にあります。政府は矢継ぎ早に緊急対策を打ち出しておる昨今です。県もこういったことに連動の姿勢を見えています。黒潮町におきましては、大規模な解雇等はありませんが、その影響をは次第に表面化してくるものと思われまふ。また長引く不況によって既に職を失った町民の方が多くおられます。

本町でもこのように状況におかれた皆さんがもっともっと厳しい状態に陥るまでに何らかの支援をすべきではないかとの思いから、急に職を失った方や子育てしながら収入の全く閉ざされた方、そういった皆さんを対象に何らかの支援策を講じたいと考えています。このような方々が生計のめどを立てるまでのつなぎの意味で、月に1週間とか10日とか、そういった程度の軽作業の機会を提供することはできないかというふうに思っております。この状況がこのまま進行しますと、行政執行においても大変な支障、あるいは損失が生じる懸念もござます。こういったことから一定の支出は必要でないかとも思ひます。また国や県の新規制度との連携連動も図ることもできるのではないかというふうにも思ひています。

冒頭申しましたように、私の構想の段階ではありますが、急を要するというようなこともあろうかと思ひますので、今後のもしこういったことを執行する上での手続き等々に対して、議員の皆さんには何かと理解をいただきますようにこの場で願ひを申し上げたおと思ひます。どうぞよろしくお願い致します。本議会はどうかありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 20 年 12 月第 14 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 17 時 21 分

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 永 正 裕

署名議員 畦 地 一 弘

署名議員 濱 田 誠 一